

危機管理マニュアル

富山県立小矢部園芸高等学校

令和7年11月

＊ ＊ 本校の職員組織等 ＊ ＊

<p>教職員数 43名</p> <p>生徒数 120名</p>	<p>校長 1名、教頭 1名、教諭・講師 31名、養護教諭 1名、事務職員・補助員 5名、校務助手・作業員4名</p> <p>本科各年次1学級 37名、専攻科各学年1学級 83名</p>
<p>施設・設備</p>	<p>◎ 敷地や校舎への入口を、管理可能なものにするために事務室にて受付を行っている。</p> <p>入校に際しては来校者プレートの着用を義務づけている。</p> <p>◎ 防犯カメラを設置し、常時記録を撮っている。</p> <p>◎ 夜間および休日は機械警備を導入している。</p>
<p>教職員の組織活動</p>	<p>◎ 教職員は「教職員カード（名札）」を付けている。（携行している）</p> <p>◎ 放課後等随時、教員による校内巡視を実施している。</p> <p>◎ 休日の教職員の出校(校舎への出入り)は記録簿にて管理している。</p> <p>◎ 農場管理のため毎日、年間を通して農業科職員が勤務している。（休日においては農場管理室にて原則、日直勤務を行っている）</p> <p>◎ 登校時の安全確保を図るため、保護者等の協力を得て見守り活動を行う場合がある。</p> <p>◎ 不審者情報などの情報提供を通じて安全教育を実施している。</p>

本校の危機管理マニュアル

目 次

- 1 本校の危機管理の基本方針
- 2 危機管理体制・役割分担
- 3 緊急時の連絡網・対応図・連絡先一覧表・避難経路図
- 4 施設面における安全確保
- 5 防犯教育・防犯訓練
- 6 定期的な巡視
- 7 日常の来訪者等への対応
- 8 関係者以外の立入りに対する対応 等（8－1，2，3）
- 9 危険度に応じた対応（緊急対応1～3）
- 10 事後の対応・報道関係機関への対応
- 11 緊急事態発生時の対応図
- 12 緊急事態発生時の連絡先一覧表
- 13 避難経路図
- 14 状況記録用紙
- 15 負傷者状況記録用紙
- 16 連絡用紙
- 17 報告文
- 18 登下校時における緊急事態発生時の対応
- 19 登下校時における緊急事態発生時の対応図
- 20 心のケア

1 本校の危機管理の基本方針

危機管理の必要性

◎ 学校は、生徒が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。しかし、ときとして学校の安全を脅かす事件・事故が発生する。そのようなときに備えて学校独自の危機管理マニュアルの改善を行うとともに、適切かつ確実な危機管理体制を整備する。

危機管理の目的

- 1 生徒や教職員の命を守る。
- 2 危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぐ。
- 3 万一、事件・事故が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 4 事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じる。

課題を補う危機管理体制

- 1 不審者に対する施設上の弱点に対しては、教職員の巡視等を行うことによって、危険をいち早く発見するなど、日常の危機管理意識を高めることにより、被害を最小限に抑える。
- 2 職員室に在室しているときには、来訪者について注意を払う。
- 3 マニュアルに従って、事件・事故に対処できない場合は、臨機応変に役割が変更できるよう、各担当者の業務内容も熟知し、緊急事態発生時に備える。
- 4 登下校の課題に対しては、保護者の協力を得て見守り活動を行う。

保護者・地域社会・関係機関との連携を図る上での留意点

- 1 学校の安全は、まず教職員が積極的に守ることを基本に考える。
- 2 学校の情報を発信し、開かれた学校づくりに努め、教職員一人一人が地域社会との信頼関係を築く。
- 3 緊急事態が発生した場合に、保護者や地域の人に快く協力してもらえるよう、地域社会の行事等にも参加するよう心がける。

2 危機管理体制・役割分担

危機管理体制組織表と教職員の役割分担

◎（日常）

担当者	活 動 内 容
管理職 校長・教頭	全体の統括 ◇ 安全教育に関する事項（防犯教育、防犯訓練、校外学習の事前指導など） ◇ 安全管理に関する事項 （施設・設備の点検、生徒の安全確保に関する点検など） ◇ 安全に関する組織活動に関する学校安全計画全体の状況把握と、必要な指示 掌握 ◇ PTA、地域社会、関係機関との連携
生徒指導部	◇ 施設・設備の点検、生徒の安全確保に関する点検 ◇ 防犯訓練の計画と実施 ◇ 教職員対象の研修の計画と実施 ◇ 学校安全委員会の企画・運営
担 任	◇ 生徒に対する防犯教育の実施 （通学路での安全、校内・校外で不審者と遭遇した場合の対応、防犯訓練等）
救 護 養護教諭	◇ 生徒の健康状態、要観察者の状況と、かかりつけ医療機関の掌握 ◇ 応急手当、心肺蘇生法についての講習会資料作成 ◇ 救急病院の掌握 ◇ 負傷者搬送時の必需品の確認と準備

◎（緊急時）出張等で不在者がある場合、臨機応変に役割を分担する。

担当者	活 動 内 容
<p>対策本部</p> <p>校長</p> <p>事務職員</p>	<p>◇ 全体の状況把握と必要な指示、掌握</p> <p>◇ 校内緊急放送</p> <p>◇ 生徒の避難の必要性の判断と指示</p> <p>◇ 110番・119番通報</p> <p>◇ 教育委員会への支援要請</p> <p>◇ 保護者への緊急連絡、保護者説明会の準備と開催、連絡文書の作成</p> <p>◇ 報道機関への対応</p> <p>◇ 記録</p>
<p>不審者対応</p> <p>教頭</p> <p>生徒指導主事</p> <p>校務助手</p>	<p>◇ 不審者対応</p> <p>◇ 不審者隔離</p> <p>◇ 校内巡視</p> <p>◇ 事件の情報収集、把握、整理</p> <p>◇ 学校や地域の状況の把握</p>
<p>難避・誘導</p> <p>各クラス担任</p>	<p>◇ 放送指示を受けた生徒の安全な難避・誘導</p> <p>◇ 下校方法の決定後、全保護者との連絡</p> <p>◇ 生徒の安全の確認</p> <p>避難・誘導が完了し、生徒の安全確保を確認の上、可能な範囲で不審者対応の応援体制を組む。</p>
<p>負傷者対応</p> <p>養護教諭</p>	<p>◇ 負傷者発生に備えて、救急用品の準備</p> <p>◇ 負傷者搬送時の学校との連絡手段の準備</p> <p>◇ 避難場所での負傷者の有無等の確認</p> <p>◇ 確認と応急手当</p> <p>◇ 負傷者発生現場での応急手当、搬送準備</p> <p>◇ 負傷者氏名の確認とリスト作成</p> <p>◇ 救急車同乗と搬送先からの連絡</p> <p>◇ 負傷者と保護者への対応</p>

3 緊急時の連絡網・対応図・連絡先一覧表・避難経路図

緊急時の連絡網

1 作成する連絡網

PTA役員連絡網 (生徒名簿で代替)

- ◇ 会長から各学級委員までの連絡網を、各役員の了解を得た上でPTA担当者が作成する。
- ◇ 全保護者に連絡する場合には、PTA役員に協力を依頼する。
- ◇ 個人情報保護と目的外使用禁止を徹底する。

各クラスの緊急連絡網 (生徒名簿で代替)

- ◇ 担任及び学級委員から各保護者への連絡網を、保護者の了解を得た上で担任が作成する。
- ◇ 個人情報保護と目的外使用禁止を徹底する。

2 全保護者に連絡するような緊急連絡の流れ

学校→PTA会長・役員→各学年委員長→各学級委員→各保護者へ

3 緊急連絡網の保管場所・・・校長室、職員室（教頭管理）、事務室

4 施設面における安全確保

緊急事態発生時の対応図・連絡先一覧表・避難経路図

- 1 緊急事態発生時の対応図・緊急事態発生時の連絡先一覧表を作成し、校長室、職員室（事務室）、保健室に掲示し、教職員の周知を図る。
- 2 避難経路図を全ての教室・部屋に掲示し、生徒に指導するとともに、教職員の周知を図る。

5 防犯教育・防犯訓練

防犯教育

1 防犯教育にかかわる指導時間と内容

指 導 時 間	指 導 内 容
◎ 関連教科	◎ 不審者侵入時の行動
◎ 特別活動	◎ 登下校時の安全
	◎ 校外学習時の安全
	◎ 帰宅後の行動
	◎ 長期休暇の過ごし方
	◎ 防犯訓練
	◎ 安全マップ作成

2 生徒への防犯教育実施に際しての留意事項

- (1) 学校安全計画に基づき実施する。
- (2) 防犯教育については、「学年だより」等により、あらかじめ内容を保護者に知らせ、理解と協力を得て実施する。その際、保護者からの申入れ等により、犯罪被害にあったことのある生徒について配慮が必要な場合は、学年会で相談し、適切に対応する。
- (3) 通学路等での万一の際の対処のしかた（助けを求める、逃げる、信頼できる大人に話す）についても指導する。また、被害にあったり、あいさうになった場合には、必ず家の人や学校の教職員に話すよう周知・指導する。
- (4) 「こども110番のいえ」について指導する。
- (5) 校内に不審者が侵入した場合の対応について指導する。特に、来訪者は必ず「来訪者カード（名札）」等を着用しているので、着用していない者には近づかず、教職員に知らせることや、自分の身が危ないときは、すぐに逃げることなどについて指導する。

防犯訓練

1 防犯訓練実施に際しての留意事項

- (1) 警察・消防機関と連携し、通報訓練も含めた防犯訓練を、教職員のみで年1回以上実施し、応急手当、心肺蘇生法講習会を同時に実施する。
- (2) 生徒を含めて実施する防犯訓練は年1回以上実施し、生徒が動揺しないよう配慮する。とりわけ、不審者が実際に侵入してくる防犯訓練については、生徒が怖がることのないように注意する。
(恐怖感を抱かせるおそれがあるような防犯訓練は、教職員のみで実施する。)
- (3) 事前に保護者に理解と協力を求め、緊急時の連絡網により、PTA役員と連携を図り、保護者への連絡についても訓練を行う。
- (4) 訓練であることについて、地域住民への周知理解の徹底を図る。

6 定期的な巡視

通常は、次に掲げる体制で、始業前は生徒玄関での指導、授業中・放課後は校内巡視を実施し、不測の事態に備える。

- 1 毎休憩時間は、校内に不審者等が侵入していないか確認するとともに、生徒の動きに注意を払う。
- 2 巡視中に来訪者と出会った場合には、必ずあいさつ等の声かけを行う。
- 3 本校教職員であることが誰にでもわかるように、校内では必ず「教職員カード（名札）」を着用する。
- 4 不審者に遭遇した場合は、暴力を阻止するために、身近な道具等を活用できるよう、日ごろから保管場所を把握しておく。
- 5 放課後の巡視は、適宜行う。

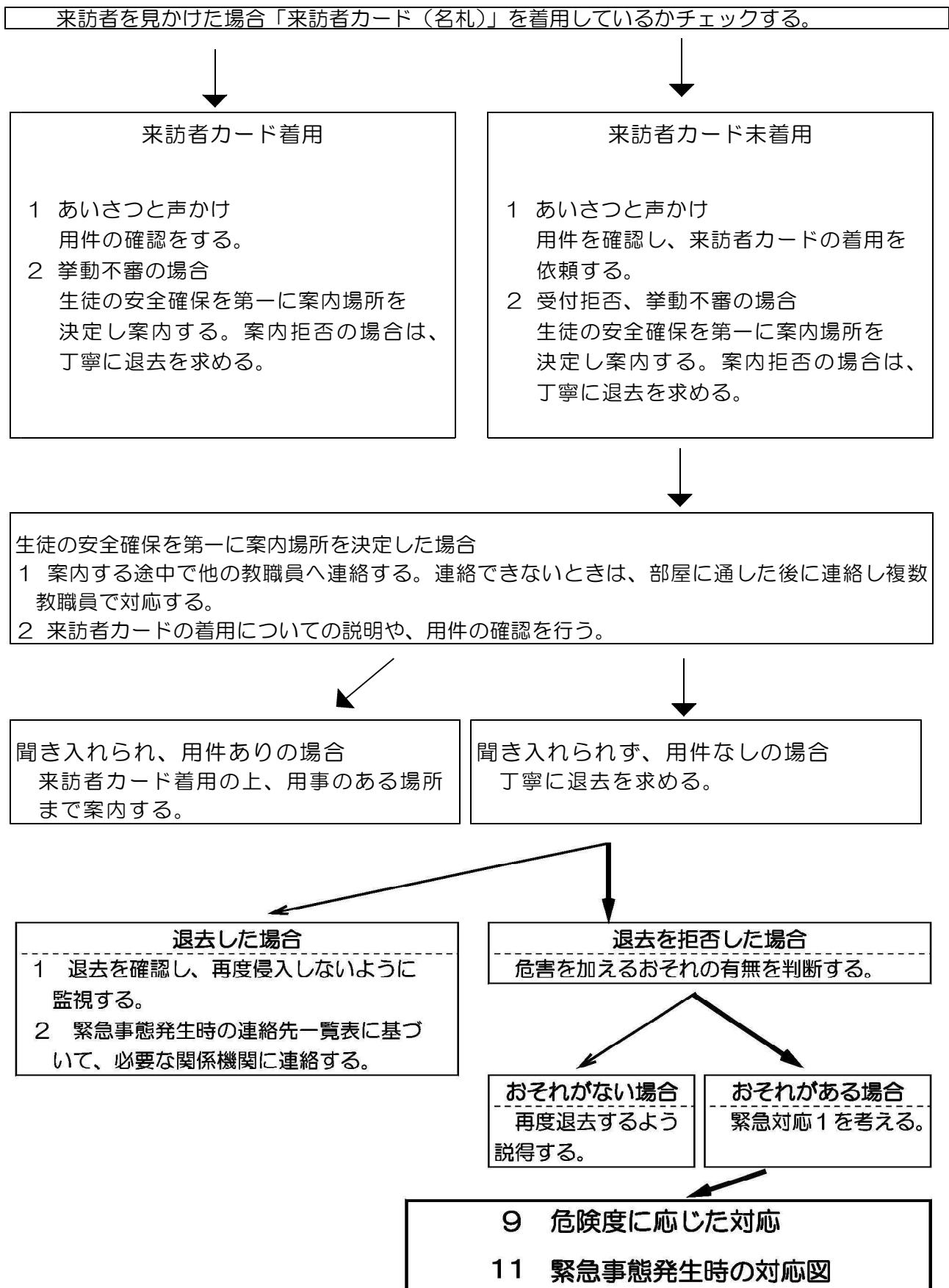
7 日常の来訪者等への対応

- 1 事務室で、所属、氏名、用件を確認し、受付名簿の記入と、「来校者カード（名札）」の着用をお願いする。保護者の場合も同様に行う。
- 2 特に挙動が不審な場合には、すぐに校長（管理職）に連絡し、指示を仰ぐ。
- 3 用件終了後、職員室で、受付名簿に退校のチェックと来校者カードの返却を依頼し、退校するのを見届ける。

不審者情報があつた場合の対応

- ◇ 確認事項「内容」「情報提供者の名前・連絡先」
- ◇ 「校長・教頭・生徒指導部等」に連絡
（緊急時の連絡網、安心・安全メール等により速やかに保護者・地域の人に提供）

8-1 関係者以外の立入りに対する対応



8-2 不審者侵入防止対策「日常の危機管理対応」

●不審者侵入防止のための３段階の観点による現状の方策

段 階	現状の具体的な方策
①校門	部外者立ち入り禁止の看板設置、防犯カメラ設置の表示
②校門から校舎入口	死角の排除および防犯カメラの設置
③校舎への入口	利用時間の指定および、時間外の施錠、受付管理

（１）校門及び校舎入口の管理

通常授業日の校門管理は、原則以下の通りとする。校長（管理職）は、各学級担任を通じ、生徒、保護者等に登下校時間を遵守させる。

時 間	生徒・教職員	来校者・保護者等
登校時間 8時00分～ 8時30分	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒は校門から登校し、生徒玄関から出入りする。 ●生徒玄関は、あらかじめ決められた時間に警備員による解錠とする。 ●時間外の校舎内への出入りは、正面玄関とする。 	常時正面玄関から出入りする。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒は生徒玄関、教職員は、正面玄関から出入りする。 	常時正面玄関から出入りする。
下校時間	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒玄関は、あらかじめ決められた時間に警備員による施錠とする。 ●生徒は、生徒玄関から校門を出て下校する。 	常時正面玄関から出入りする。
下校時間後	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒玄関は、あらかじめ決められた時間に警備員が施錠する。 	常時正面玄関から出入りする。

（２）来校者の管理

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- 来客の予定がある場合は、あらかじめ事務室職員に来校予定者を伝える。
- 事務室受付にて、来校者には受付名簿に記入を求め、来校者ＩＤを胸の位置につけるか首から下げるよう求める。また、保護者の自家用車の駐車は原則農協前及び西中公民館駐車場とする。
- 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には来校者ＩＤを確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。

（３）校内の巡視

- 放課後等に担当教職員が適宜「校内巡視」を行い日誌への記入を行う。

（４）校外の巡視・巡回

- 登下校時等の巡視：年度の始まりなどの決められた日時に、担当教職員、生徒自身が学校前及び近隣交差点で、交通安全街頭指導を行う。

8-3 クマ等の出没における対応

(1) 発生時の対応のポイント

【状況の把握】

- ・管理職は、クマ等の出没事案を認知後、直ちに市町村及び管轄する警察署に状況や被害防止対策を問い合わせ、正確な情報を把握する。
- ・クマ等の出没状況や被害防止対策などの情報収集については、クマ等発見の初期段階から出没終息まで、途中経過も含めてきめ細かく行う。
- ・事実とかけ離れた噂が流布することもあることから、管理職が情報を一元化して管理し、県市町村教育委員会と連携し、正確な情報を生徒、保護者、教職員等に提供する。

【登下校、待機等の判断】

- ・生徒の登校前にクマ等出没事案を認知した場合、管理職は把握した情報を基に、登下校時における生徒の安全確保に向けた対応を検討し、県市町村教育委員会の指導・助言のもと、その結果について、直ちに保護者に対し、電話やメールなど確実に伝達される方法により連絡を行う。なお、通学路にクマ等が出没する危険性がある場合は、保護者の自家用車による送迎、臨時休業又は自宅でのオンライン授業等を検討し、保護者からの理解を得るよう努める。
- ・生徒の登下校時間帯にクマ等の出没事案を認知し、通学路に出没する可能性がある場合は、市町村、警察署、PTA等と連携し、教職員についても、自動車に乗車するなど自らの安全を確保できる方法で通学路の見回り等を行うことを検討し、登下校中の生徒を発見した場合は、緊急的な避難の措置を講じる。
- ・生徒の在校中にクマ等出没事案を認知し、通学路に出没する可能性がある場合は、予め定めておいた引き渡しのルールに基づき、生徒のみでは下校させず、保護者に生徒を直接引き渡して下校させる。
- ・判断に迷う場合には、速やかに県市町村教育委員会等を通じて富山県の指導・助言を得る。

【屋外での活動の実施についての検討】

- ・屋外での活動の実施については、クマ等の出没状況を踏まえ、県市町村教育委員会の指導・助言のもと判断する。なお、生徒の安全確保が保障できない場合は、中止する。
- ・クマ等が学校周辺に出没する可能性が低く、屋外での活動を実施する場合であっても、近隣地域にクマ等の出没事案があれば、教職員による見守りを強化するとともに、市町村や警察署から常に最新の情報を入手し、万が一の場合に備えて生徒の避難経路と避難場所を確認する。

【保護者への対応】

- ・学校の対応方針について、保護者に周知し、理解を図る。
- ・関係機関から得た情報については、随時、保護者に提供し、注意喚起を行う。

【関係機関との連携・見守り活動】

- ・県、市町村、警察署などの関係機関と連携を密にし、常に最新の情報を入手するとともに、学校の安全対策について指導・助言を得る。通学路の見守りを行う際は、関係機関と連携し、教職員が自らの安全を確保できる方法により行う。

【教育委員会への相談・報告】

- ・管理職は、学校の安全対策について県市町村教育委員会へ連絡・相談し、指導・助言を受けるとともに、対応状況について適宜報告する。

【報道機関等への対応】

- ・報道機関や関係機関への対応は窓口を一本化し、管理職が当たる。

（２） 今後の対応策（未然防止策）のポイント

【関係機関との情報共有体制の構築】

- ・県、市町村、警察署などの関係機関と普段から意思疎通を図り、それぞれの役割や対応を確認しておく。
- ・連絡体制図や対応のフロー図などを作成し、休日・夜間の緊急時に適切かつ迅速な対応がとれるようにしておく。

【危機管理体制の確立】

- ・管理職は、常日頃から危機意識をもち、事案発生時に迅速な判断・対応ができるよう、危機管理体制を確立する。

【未然防止策】

- ・学級活動やホームルーム活動等で、県のホームページのリーフレット等を活用し、生徒に対する安全指導やクマ等に遭遇しないための行動などに関する指導を行うとともに、学級だより等を通じ、保護者に対しても家庭内で注意喚起を行うよう働きかける。
- ・学校の実情に応じて、「総合的な学習の時間」等の取組において、環境や地域に根ざした問題として「クマ等」についてのテーマを取り上げ、クマ等との共存の在り方などについて考えを深める学習を行う。

☆平時の対応策の例

○保護者や関係機関と、クマが出没した際の対応を協議しておく。

- ・生徒への安全指導（下欄参照）とクマ遭遇時の対処訓練。
- ・関係機関との連絡体制（別紙参照）とパトロール等の依頼。
- ・「こども 110 番」等に有事の際の保護を依頼。
- ・保護者等への情報提供と注意喚起。
- ・登下校時の対応→引き渡し、保護者送迎など。
- ・外での体育、部活動の対応→状況に応じて室内の活動に切り替える。

○校地内にクマを近づけないための対策を講じる。

- ・実のなる樹木等は早めに収穫。
- ・朝や夕方、外での活動の際に音楽をかける等、クマが嫌がる音を出す。
- ・クマのエサになるようなものを放置しない。

☆生徒への指導の例

○自分の身を守り、クマを寄せ付けないための方策

- ・登下校時に音の出るものを携行する。（クマ鈴、自転車のベル等）
- ・食べ物を持ち歩かない。
- ・1人で行動せず、友達と一緒に行動する。
- ・クマが近くにいるサイン（足跡など）を見つけたら、その場を離れる。

○クマに出会った際の対処法

- ・ゆっくりと後ずさりして逃げる。
- ・カバン等の持ち物を置いて、クマが気をとられている隙に逃げる。
- ・大声で叫ばない。（クマが興奮する）
- ・石や棒を投げつけない。（クマが興奮する）
- ・「こども 110 番の家」や商店、公共施設等に逃げ込み、保護してもらう。

○クマに襲われそうになった際の対処法

- ・両手を首の後ろに組んで、顔を伏せる姿勢をとる。（頭や顔を守る）

クマ等出没時の対応チェック表

子どもの安全を最優先に！

クマ等の出没情報

緊急対応が必要か

必要なし

- 関係機関との情報共有
- パトロール等の依頼

必要

- 学校の近く(学区内)に出没した
- 通学路に出没した

登 校 前	☐ 職員間の情報共有と対応の協議 ☐ 関係機関への連絡(警察・県市教委) ☐ 通学路の安全確認 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関によるパトロール(市教委が依頼) ☐ 保護者への連絡(安心安全メールで連絡) <ul style="list-style-type: none"> ・目撃情報があった場所等 ・保護者送迎、自宅待機等対応を指示 ・登校時の注意事項
在 校 時	☐ 職員間の情報共有と対応の協議 ☐ 生徒の安全確保と安全指導 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の所在確認 ・屋内への避難 ・校舎一階の施錠(状況に応じて窓の施錠も) ・屋外での活動の制限(体育、休み時間、部活動) ・在校時及び下校時の注意事項を指導 ☐ 関係機関への連絡(警察・県市教委) ☐ 通学路の安全確認 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関によるパトロール(県市教委が依頼) ☐ 保護者への連絡(安心安全メールで連絡) <ul style="list-style-type: none"> ・集団下校、引き渡し、部活動休止などの連絡 ・登校時の注意事項

※安全が確保されるまで上記の対応を継続する。

9 危険度に応じた対応（緊急対応1～3）

緊急対応1	退去を求めても応じず、危害を加えるおそれがある場合
緊急対応2	危害を加えるおそれが非常に高い場合
緊急対応3	危害が及んでしまった場合

	対策本部	不審者対応（複数対応）
緊急 対応 1	<p>事件発生 対応者（校長、〇〇教諭、事務職員） ○状況の変化に対応できるような統括と指揮 ○校長（教頭） 110番通報の指示 教育委員会への支援要請</p> <p>○校内緊急放送で緊急対応1であることを 全教職員、生徒に知らせる。 （暗号、決めた文例を使用するなど） ○生徒の避難の必要性の判断と指示 ○不審者逃亡の場合、近隣校への連絡を 教育委員会に要請</p> <p>事件終息（不審者確保） ○警察、消防、教育委員会等への状況報告 ○保護者（PTA本部役員等）への連絡 ○当日の授業継続、下校方法等の決定 ○今後の登下校方法・授業についての決定 ○保護者説明会の準備と開催 ○保護者あて連絡文書の作成 ○近隣学校への情報提供（必要に応じて） ○報道機関への対応 ○記録</p>	<p>事件発生 対応者（教頭、△〇教諭、管理用務員） ○不審者を落ち着かせるよう丁寧な対応 ○不審者の言動に注意 ○隔離できる場所へ連れて行く努力 ○所持品（凶器等危険物）の確認の努力 ○不審者との距離の確保（1.5m以上） ○警察が到着するまで生徒に危害が及ば ないよう配慮</p> <p>事件終息（不審者確保） ○校内を巡視し、他の不審者の有無の確認 ○逃げ遅れた生徒や負傷者の有無の確認 ○生徒の安全確保の応援 ○事件の情報収集、把握、整理 ○学校や地域の状況の把握</p>
緊急 対応 2	<p>事件発生 対応1に加えて ○校内緊急放送で緊急対応2であることを 全教職員、生徒に知らせる。 （暗号、決めた文例を使用するなど）</p> <p>事件終息（不審者確保） 対応1に同じ</p>	<p>事件発生 対応1に加えて ○周囲に危険を知らせる。 （笛、大声、大きな音、火災報知器） ○不審者の移動を阻止する努力 ○攻撃に備え防御できる身近な道具の活用 （ぼうき、いす、机、消火器等） ○近くに生徒がいる場合は逃げるように指示 ○生徒から注意をそらさせ、不審者を生徒に 近づけない努力 ○生徒が捕らわれている場合は、不審者を 説得</p> <p>事件終息（不審者確保） 対応1に同じ</p>
緊急 対応 3	<p>事件発生 対応1に同じ ○校内緊急放送で緊急対応3であることを 全教職員、生徒に知らせる。 （暗号、決めた文例を使用するなど） ○負傷者対応の要請で救急車手配（119番）</p> <p>事件終息（不審者確保） 対応1に同じ</p>	<p>事件発生 対応1、2に加えて ○不審者に注意しつつ、負傷した生徒等 の状況確認と応急手当（救命最優先） ○被害を最小限にする努力</p> <p>事件終息（不審者確保） 対応1に同じ</p>

生徒の安全確保（避難・誘導）	負傷者対応
<p>事件発生</p> <p>対応者（各学級担任）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒の人員確認と安全確保 ○教室で待機、避難についての放送等の指示を待つ。 生徒の安全確保確認後、可能な範囲で不審者対応の応援体制を組む <p>事件終息（不審者確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下校方法決定後、全保護者と連絡をとり、生徒の安全下校を確認 ○保護者あて連絡文書を生徒へ配布 	<p>事件終息（不審者確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の有無の再確認、全容把握
<p>事件発生</p> <p>対応 1 に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所、経路の決定、避難 ○避難後の生徒の人員確認と負傷状況等の確認 <p>事件終息（不審者確保）</p> <p>対応 1 に同じ</p>	<p>事件発生</p> <p>対応者（養護教諭、◎△教諭）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○準備した救急用品、負傷者搬送時の学校との連絡方法を確保して避難場所、負傷者発生現場へ急行 （お金、携帯電話、緊急連絡網等） ○負傷状況の確認と応急手当 ○救急車要請の判断 <p>事件終息（不審者確保）</p> <p>対応 1 に同じ</p>
<p>事件発生</p> <p>対応 1、2 に同じ</p>	<p>事件発生</p> <p>対応 2 に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○負傷者発生現場へ急行 ○負傷者の応急手当、搬送準備 救急車手配の要請 ○負傷者氏名等の確認とリスト作成 ○救急車同乗と搬送先からの連絡
<p>事件終息（不審者確保）</p> <p>対応 1 に同じ</p>	<p>事件終息（不審者確保）</p> <p>対応 1 に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○負傷生徒と保護者等への対応 ○心のケア

10 事後の対応・報道関係機関への対応

事後の対応

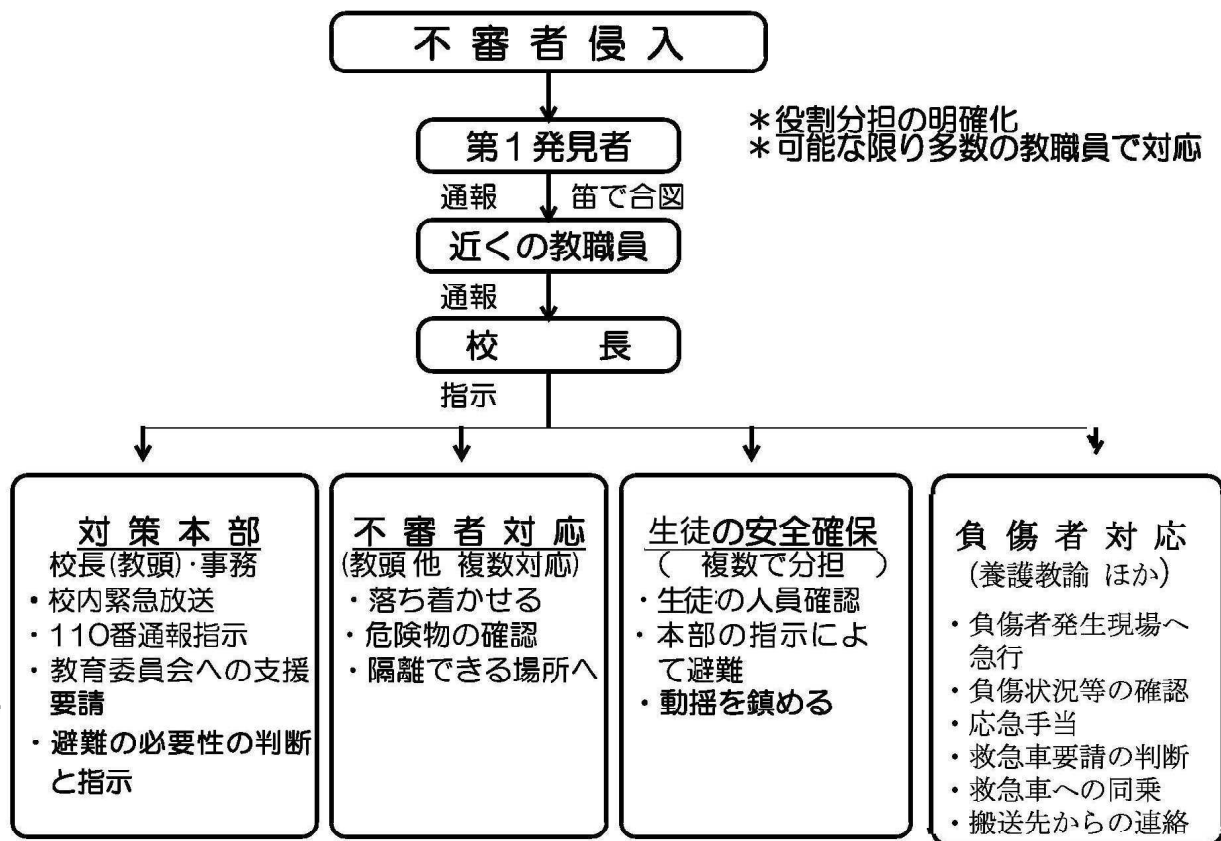
- 1 本部（管理職）
 - ◎ 再発防止、学校再開のための総括
 - ◎ 報告書の作成
 - ◎ 保護者、地域社会との連携方策等の改善
- 2 生徒指導部・担任・救護
 - ◎ 負傷者に対するケア
 - ◎ 心のケア
 - ◎ 学校医等との連携体制の改善
 - ◎ 安全教育の内容、指導体制等の見直し
- 3 生徒指導・不審者対応
 - ◎ 再発防止策の検討と危機管理マニュアルの改善
 - ◎ 危機管理体制、役割分担の見直し

報道関係機関への対応

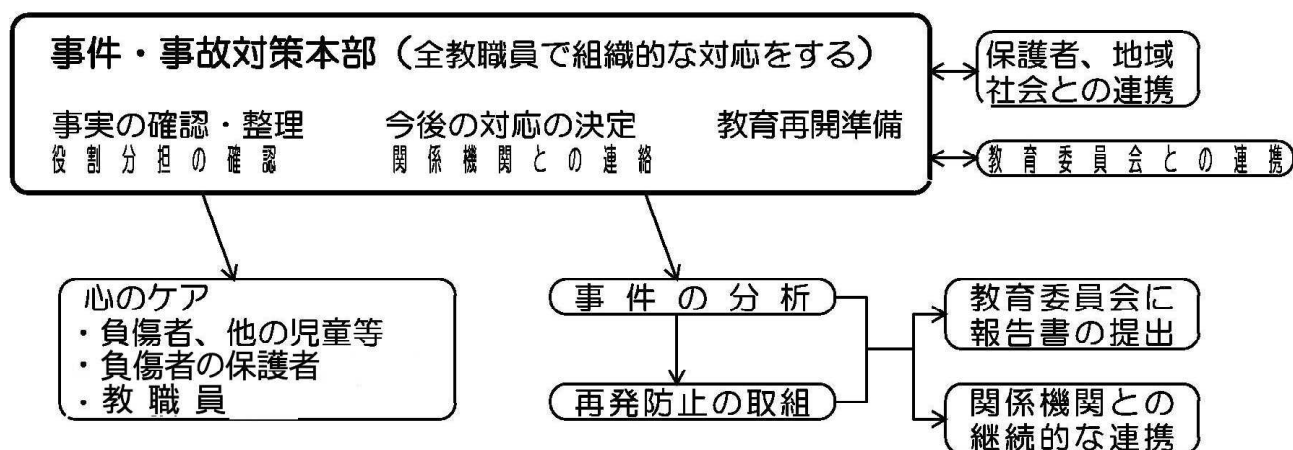
基本的な対応

- (1) 教育委員会との連携
記者会見を開く際の留意事項等について助言を得るなど、教育委員会と緊密な連携を図る。
- (2) 窓口の一本化
取材要請があった場合、窓口を一本化し、校長（管理職）で対応する。

1 1 緊急事態発生時の対応図



事後の対応



12 緊急事態発生時の連絡先一覧表

* 通報はあわてず落ち着いて

連絡の要点 ① 学 校 名 富山県立小矢部園芸高等学校

② 学校住所 小矢部市西中210番地

③ 電話番号 0766-67-1802

④ 連絡者の氏名 ○○ △△

⑤ 概要の説明 ・いつ ・どこで

(簡潔に) ・何があった ・今どうなっている(被害の状況等)

・犯人は（人相・車種・逃走方向等）

機 関 名	電 話 番 号
小矢部警察署（緊急時 １１０番）	０７６６－６７－０１１０
小矢部消防署（緊急時 １１９番）	０７６６－６７－０１１９
富山県教育委員会保健体育課	０７６－４４４－３４４５
たなか@クロスランドクリニック（内科）	０７６６－３０－８２６０
北陸中央病院	０７６６－６７－１１５０
学校医 田中 伸廣	０７６６－３０－８２６０
学校薬剤師 高木 久美子	０７６６－６４－３３８２
小矢部保健所	０７６６－６７－１０７０

氏 名	電 話 番 号
校 長 西川 忠行	0 9 0 - 1 6 3 9 - 5 9 9 6
教 頭 柴田 恭伸	0 7 6 3 - 3 2 - 2 8 0 5
P T A会長 角田 義則	0 7 6 6 - 6 8 - 2 4 6 6
近隣の学校 大谷中学校	0 7 6 6 - 6 7 - 1 0 3 7
大谷小学校	0 7 6 6 - 6 7 - 1 8 1 7
津沢中学校	0 7 6 6 - 6 1 - 2 0 2 7
石動中学校	0 7 6 6 - 6 7 - 1 1 7 1

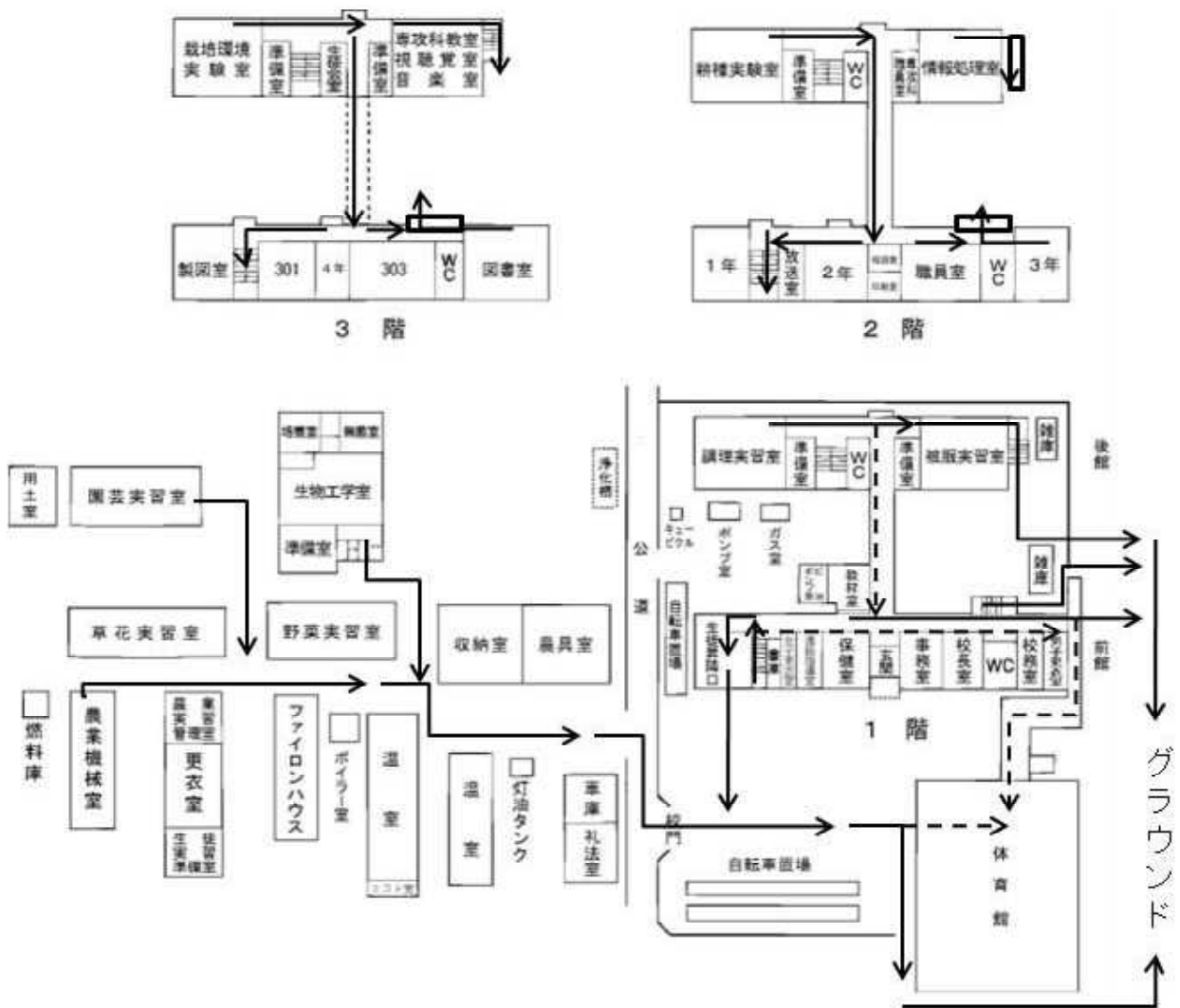
〔 揭示場所：校長室、職員室（事務室、保健室） 〕

13 避難経路図

多様な事態を想定して、複数の避難経路図を作成する。

富山県立小矢部園芸高等学校

避難経路図



晴天時の避難経路 : —————→ (グラウンドへ)

雨天時の避難経路 : - - - - - → (体育館へ)

- * 不審者侵入を想定し、避難経路の作成を行う。(上図はグラウンド避難と体育館避難の例)
- * 避難場所は、侵入の状況によって、原則的にグラウンドか体育館と定めておく。
- * 避難したときには、教職員の役割分担に従って、生徒等の安全確認を行う。

14 状況記録用紙

小矢部園芸高校 記録者氏名 _____

※状況に応じて、時系列で逐次記載する。

日 時	不審者の 状 況	状 況 (生徒の様子)	学校としての対応 (時系列に沿って)	関係機関 等の対応	備 考 (情報源)

15 負傷者状況記録用紙

年 月 日 事象名 _____

[illegible]

16 連絡用紙

取扱注意

*生徒を保護者へ確実に引き渡し確認するための記録用紙です。

*緊急連絡カードの裏に添付し活用してください。

*上半分（緊急連絡先、在校生兄弟姉妹まで）は、事前に記入しておいてください。

生徒連絡用紙

ふりがな 生徒氏名				(男・女)
				年 月 日生
ふりがな 保護者氏名				連絡先
住 所				
緊急連絡先	T E L 携 帯			在校生兄弟姉妹
				年 組 年 組
確認場所	保護者 等	続柄	月日時分	確認
1 校庭				
2				
3				
搬送先病院名	T E L			
備 考	* 負傷状況記録			

17 報告文

保護者向け報告文 例（ ）

〇〇年〇月〇日

保護者様

○○○立○○○学校

校長 ○○ ○○

〇〇に係る事件に関する概要及び今後の対応について

この度の〇〇に係る事件に関する概要及び今後の対応について、取り急ぎ御報告させていただきます。

(事实概要)

(休校措置・再開の目途について)

(保護者説明会の開催について)

(心のケア等に関する取組)

保護者説明会の次第・内容等の一例

司會・進行（教務主任）

一、学校長全体説明（校長）

一、說明（教頭）

(一) 事件・事故の概要

・発生日時、場所

・加害者、被害者

・人数、被害の程度
被害者の対応

被害者への対応

• 家庭訪問

今後の対応

・見舞い、心のケア

・安全対策、休校措置

- ・関係機関との連携

協力依頼

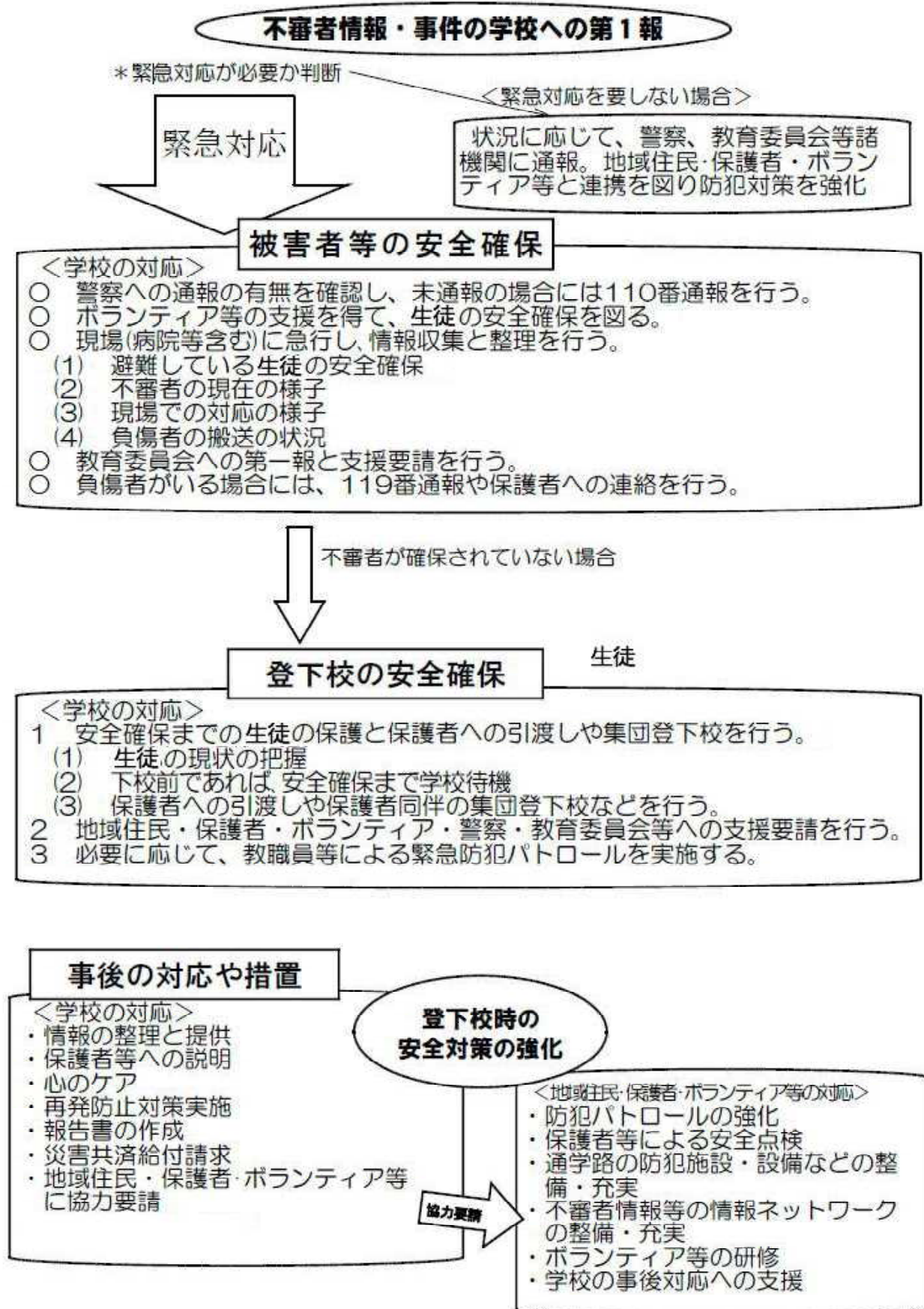
- ・防犯パトロール

- ・不審者の情報提供

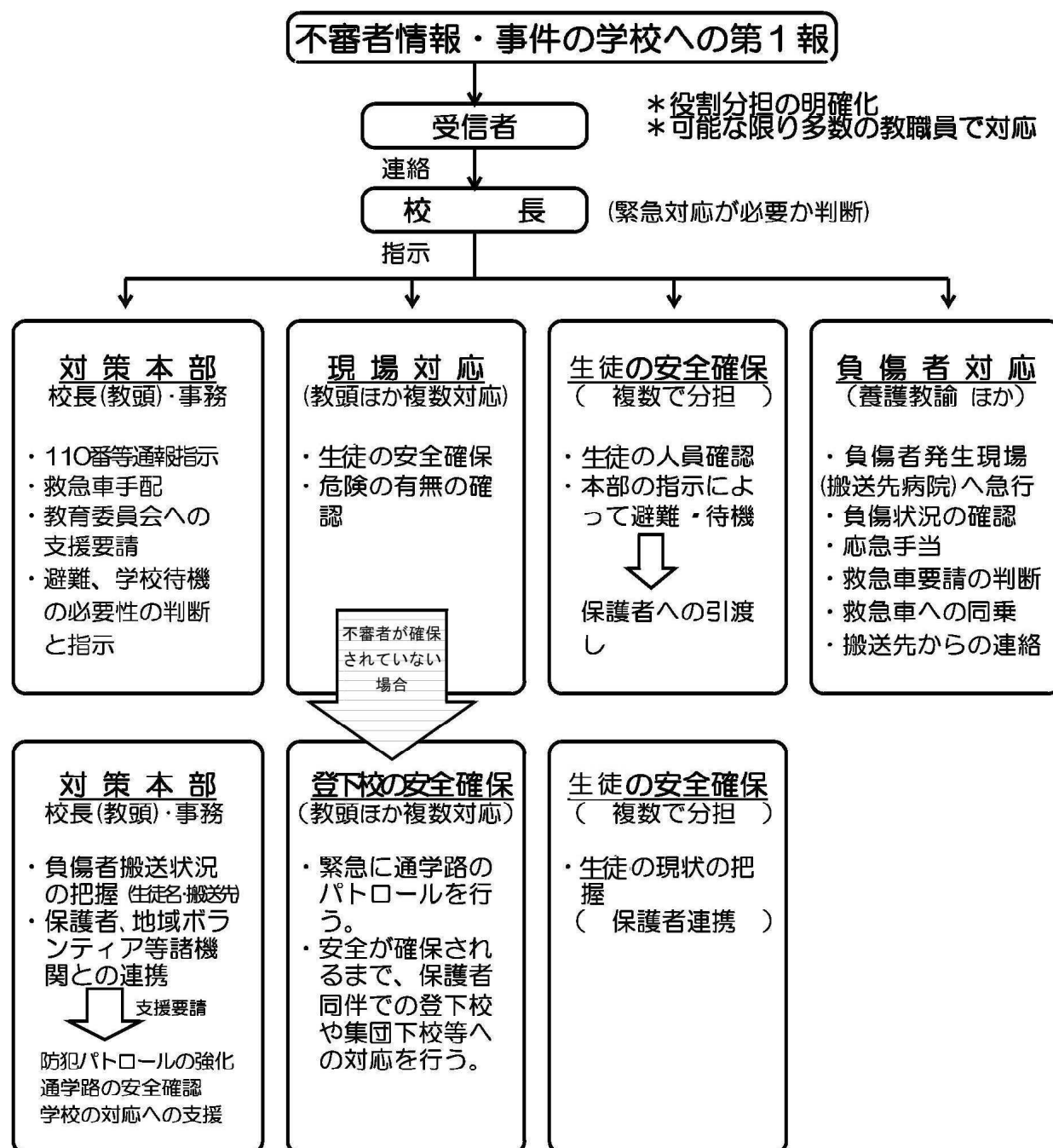
一、質疑應答

終わ

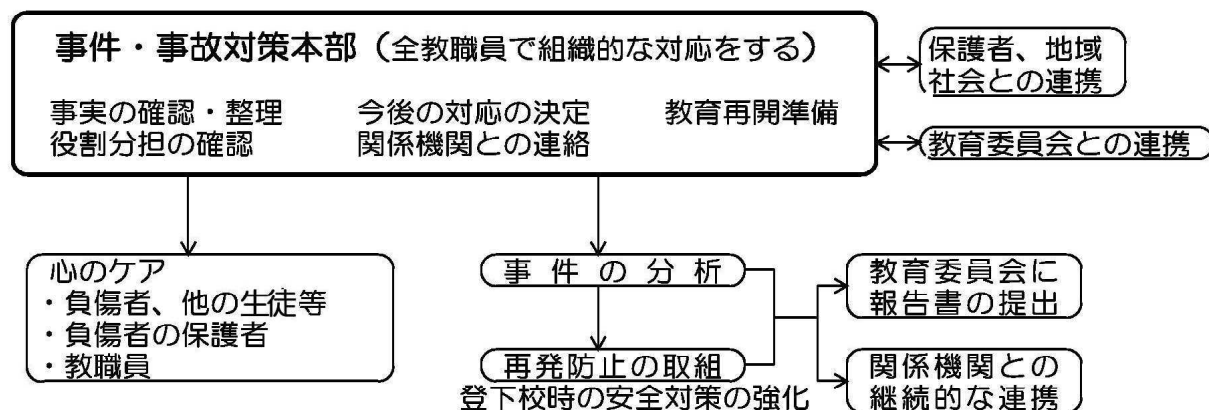
18 登下校時における緊急事態発生時の対応



19 登下校時における緊急事態発生時の対応図



事後の対応



事件・事故に遭遇

恐怖
体験

心のキズ

PTSDの主な症状

- 持続的な再体験
 - ・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする。
 - ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる(フラッシュバック)。等
- 体験を連想させるものからの回避や感情が麻痺したような症状
 - ・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする。
 - ・体験した出来事を思い出せない。
 - ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる。等
- 感情・緊張が高まる
 - ・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない。
 - ・物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことで驚く。等

PTSDの予防・対応

- 普段の生活リズムを取り戻す。
- 症状が必ず和らいでいくことを伝え、安心感を与える。
- 子どもが嫌がることはしない。

心の健康状態の把握

- 保護者等の情報
- 保健室の来室状況
- 質問紙による調査
- 日常生活の健康観察

支援体制の確立

☆ 学校を中心とした専門家（精神科医、カウンセラー等）・地域の関係機関等との連携

日頃から教育相談活動や健康相談活動が学校の教育活動に位置づけられ円滑に運営されていることが大切です。

回復

校内チームの態勢

＊校内教職員危機対応チーム（校内チーム）の構成例を示す。

構成例			
危機対応本部 校長	班 危機管理班・保護者対応班	任務内容 危機対応計画 情報収集、把握、整理、管理 報道関係事務 P T A 対応 遺族対応 電話対応	担当分掌 教頭・教務部
	学校安全班	警察との連携 安心安全活動	生徒指導部
	ケア班	ケア態勢 生徒と保護者・教職員への対応	保健安全部・ 教育相談部
	学年班（年次）	ケア態勢 喪の過程 遺族対応 生徒と保護者への対応	各学年（年次）

参考資料 表 1 学校危機対応のレベル

●学校管理下 ○学校管理外

事件規模	レベル	事 案 例	京都府
大規模	VI	●北オセアチア共和国学校テロ	
	V	●大阪池田小事件	
中規模	IV	●佐世保市の小 6 殺害事件（全国マスコミ殺到） ●寝屋川市教師殺害事件（〃） ●仙台ウォークラリー事故、3 人死亡、20 人以上重軽傷（〃） ●山口県立高校爆発物事件、数十人救急搬送（〃）	●日野小事件 ●宇治小事件
	Ⅲ強	●校内での飛び降り自殺、目撃多数、学校に報道殺到 ●小学校のプールで水死、生徒目撃多数、学校に報道殺到	
	Ⅲ弱	●生徒の列に車、1 人死亡、2 人怪我、目撃数名、学校に報道多数 ○親子心中事件、学校に報道多数	○宇治学習塾事件
小規模	II	○親子心中事件、学校に取材なし～僅か ○自宅での自殺、学校に取材なし～僅か ●体育中に生徒が倒れ、搬送先の病院で死亡 ○夏休み中に川での水の事故、複数生徒目撃	
小規模以下	I	○家族旅行中の交通事故で生徒死亡 ○自宅で家族の自殺を生徒が目撃	

出典 全国 C R T 標準化委員会

参考資料 表 2

<p>◆ 小規模事案（レベル II 以下）や個人被害事案</p> <p>◆ 単発的でない事案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待やいじめなどの継続的トラウマ ・感染症による死亡などの事案 ・生徒の行方不明 <p>◆ 背景の問題が重要となる事案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での自殺 ・自殺未遂 ・子どもによる加害 <p>◆ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の不祥事 ・災害 ・時間が経ってからの派遣依頼
